

野田市告示第234号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和7年11月14日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 28枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-10-1	立看板 はり札	— 3	我孫子関宿線～市道2532～2538～151 1～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和7年10月7日 午前9時から午後4時	令和7年10月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-2	立看板 はり札	— 4	川間停車場線～市道1011～11290～20 30～2020～2030～11102～112 09～1012～11211～11213～11 221～11222～1012～11209～1 1102～2030～川間停車場線～11030 ～1071～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里 ～尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和7年10月7日 午前9時から午後4時	令和7年10月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-3	立看板 はり札	— 2	つくば野田線～市道1170～1160～結城野 田線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線 ～市道1061～1160～結城野田線～市道1 220～32001～つくば野田線～市道239 0～1160～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野 田～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和7年10月15日 午前9時から午後4時	令和7年10月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-4	立看板 はり札	— 2	市道1061～21064～21081～110 19～2080～1050～2080～2310 ～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目 ～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～ 桜の里	令和7年10月15日 午前9時から午後4時	令和7年10月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-5	立看板 はり札	— 8	市道2100～22224～22222～210 0～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和7年10月15日 午前9時から午後4時	令和7年10月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-6	立看板 はり札	— 1	市道1180～1210号線～1390号線 鶴泰～宮崎～中根～花井～堤根～花井1丁目～山 崎	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-7	立看板 はり札	— 2	市道1260～52039～52040～520 18～1390 山崎	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-8	立看板 はり札	— 3	松戸野田線～市道1251～みずき2号線 ～市道52277～1062～1260～松戸野 田線～1200～1191～1390～3305 3～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花 輪新町	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-10-9	立看板 はり札	— 3	市道1280～62317～62311～623 10～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	令和7年10月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	